

○大阪公立大学学長の任期に関する規程

令和6年3月11日

規程第69号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪定款（以下「定款」という。）第13条第2項の規定に基づき、大阪公立大学長（以下「学長」という。）の任期に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 学長の任期は、4年とする。ただし、学長が任期の途中において欠けた場合の後任の学長の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項ただし書の学長の任期が2年に満たない場合の任期は、4年とする。

(再任)

第3条 学長は、再任されることができる。ただし、再任は、1回限りとし、再任の場合の任期は、2年とする。

(規程の改廃)

第4条 この規程を改廃する場合は、定款第11条第2項に規定する学長選考会議の議を経なければならない。

附 則

この規程は、令和6年3月11日から施行する。